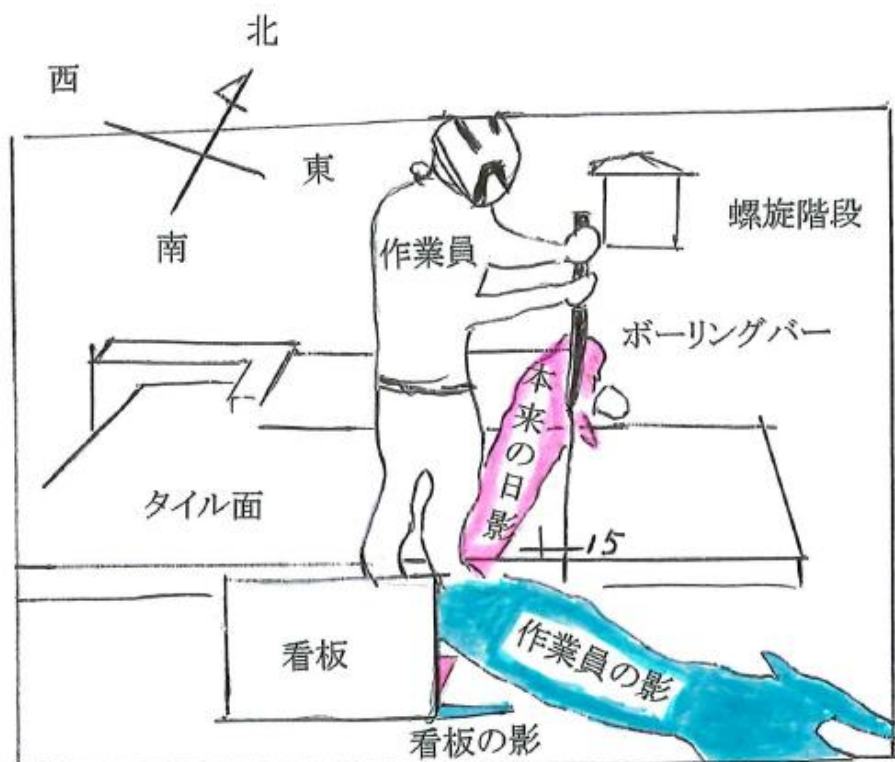


第1次調査(R7. 5. 14)の作業時の写真は、捏造(合成)写真である！

◎代表例の作業時写真(B1-3)の解説(1枚の写真が全てを否定する)

- ① 同一写真の中で日影の方向が、対象物によって異なる？！
- ② 作業員の日影の方向が、太陽の方位と明らかに異なる？！
- ③ 作業員と看板で日影の伸び方が、著しく異なる？！



横浜市磯子区洋光台3丁目における土壌調査

土壌ガス調査

B1-3

穿孔状況

(ボーリングバー)

■ 写真上の日影 ■ 本来の日影(方位に則した)

【写真が合成されたものであることの解説(証左)】

- ① 第1次調査の試料採取は、令和7年5月14日である(作業時間9時～14時頃迄)。
- ② 写真の撮影時間は、No.15(B1-3)の採取管設置時刻がAM11:22であるから、その前作業であるボーリングバーによる穿孔作業は、少なくとも直前の時間帯となる。
- ③ ②からして、その時間帯の日差しは写真手前のほぼ真南の方向から差している。
- ④ 看板の影の方向と作業員の影の方向が異なる(クロスする): **あり得ないこと**
- ⑤ 写真における作業員の影の方向からして、太陽の日は西北西から差している(これでは、概ね夕方4時以降の時間帯の日差しの方向となる): **あり得ないこと**
- ⑥ 写真における作業員と看板の日影の伸び方が著しく異なる: **あり得ないこと**

結論: 弁護士経由で送付された証拠写真は捏造写真(合成加工)である。